

---

# 平成28年6月1日以降のとび・土工工事業と 解体工事業に係る経営事項審査の取扱いについて

平成28年5月31日

三重県県土整備部建設業課

---

解体工事業の開始に伴うとび・土工工事業と解体工事業の経営事項審査の取扱いは以下のとおりです。

解体工事業を受審する方だけでなく、解体工事業の許可を受けずとび・土工工事業の許可で解体工事を施工する方や、解体工事は一切施工しないがとび・土工工事業の審査は受ける方にも関係しますので、必ず内容をご確認ください。

## 1 解体工事業の審査の開始時期

---

解体工事業の許可を受けた者であれば、平成28年6月から解体工事業の審査を受けることができます。

## 2 審査の受付

---

制度改正による再審査は行いませんので、各建設事務所で行っている通常の審査日程においてとび・土工工事業や解体工事業の審査を受けてください。

## 3 審査基準日

---

これまでの経営事項審査と同じように、申請しようとする日の直近の決算日が審査基準日となります。

なお、解体工事業の業種追加により許可を受けた解体許可業者が、この業種追加の許可日以前に直近の決算日（審査基準日）で経営事項審査を受けている場合は、次の決算日が到来するまでに限り、再度この直近の決算日を審査基準日として解体工事業の業種追加を反映した審査を受けることもできます。

## 4 今後のとび・土工工事（業）の分類

---

建設業法の改正により、平成28年6月以降「とび・土工工事業」は「解体工事」を含まない業種に、また「解体工事業」は「とび・土工・コンクリート工事」を含まない業種に分類されたため、経審もこの分類に基づき審査します。

とび・土工工事業を受審する場合は、その完工高に解体工事の完工高を含まないようにするため、2（3）年前のものも含め、次ページのように新とび・土工工事\*と解体工事に分類したうえで受審してください。

---

\* 説明の便宜上、以下において「新とび・土工工事」とは解体工事を一切含まない施行日（28.6.1）以降のとび・土工・コンクリート工事を、「旧とび・土工工事」は解体工事を含む施行日以前のとび・土工・コンクリート工事を指すものとして用いています。

## 5 各事業年度の工事経歴書の準備

とび・土工事業と解体工事業の完工高はこれまでと同様、決算変更届や業種追加等申請に添付の工事経歴書により確認しますが、その提出時期等によって有効となるものが異なりますので、以下に示す工事経歴書から適切なものをご準備ください。

### 5-1 6月以前に審査対象事業年度の決算変更届を提出した業者

#### 審査対象事業年度、前（前々）審査対象事業年度

とび・土工事業または解体工事業の1つでも受審する際、**審査対象事業年度と前（前々）審査対象事業年度それぞれにあたる①決算変更届の旧とび・土工工事の工事経歴書と②解体工事の工事経歴書の両方**が必要です。

①がない場合は、新とび・土工工事の工事経歴書を作成し経審申請書に添付してください。

②が解体工事の業種追加等（業追、般特、新規）申請書に添付されている場合はそれを提示し、これ以外の場合は、解体工事の工事経歴書を作成のうえ経審申請書に添付してください。完工高がない場合は「該当工事なし」と記載してください。

### 5-2 7月以降に審査対象事業年度の決算変更届を提出した業者

#### (1) 審査対象事業年度

とび・土工事業または解体工事業を1つでも受審する際、**審査対象事業年度にあたる新とび・土工工事と解体工事（決算変更届における「その他（解体）工事」を含む）の両方**の工事経歴書が必要です。

これらの工事経歴書の一方または両方が、次の①か②に添付されている場合はそれを提示してください。

①審査対象事業年度の決算変更届

②解体工事またはとび・土工工事の業種追加等申請書

これらに新とび・土工工事または解体工事の工事経歴書が添付されていない場合はそれを作成し、経審申請書に添付してください。完工高がない場合は「該当工事なし」と記載してください。

なお、新とび・土工工事または解体工事の工事経歴書を作成・添付する場合でも、①は必ず持参してください。

#### (2) 前（前々）審査対象事業年度

5-1の前（前々）審査対象事業年度と同じです。

## 6 完工高の記載要領

とび・土工工事業または解体工事業を受審する際の「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」の記載要領は以下のとおりです。

なお、その際、経過措置として平成31年5月まで設けられる、旧とび・土工工事に相当する業種「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」を必ず設け、これに該当する完工高を記載してください。

### 6-1 6月以前に審査対象事業年度の決算変更届を提出した業者

#### (1) 審査対象事業年度

ア とび・土工工事業を受審する場合は、工事の種類として「とび・土工・コンクリート工事」を設け、5-1で準備した、審査対象事業年度の決算変更届の旧とび・土工工事の工事経歴書の完工高から審査対象事業年度に対応する解体工事の工事経歴書の完工高を引いた額を記入してください。

5-1で新とび・土工工事の工事経歴書を作成した場合はその完工高を記入してください。

イ とび・土工工事業と解体工事業の1つでも受審する場合は、工事の種類として「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」を設け、5-1で準備した審査対象事業年度の決算変更届に添付の旧とび・土工工事の工事経歴書の完工高を記入してください。

5-1で新とび・土工工事の工事経歴書を作成した場合は、その完工高と、審査対象事業年度に対応する解体工事の工事経歴書の完工高の合計額を記入してください。

ウ 解体工事業を受審する場合は、工事の種類として「解体工事」を設け、5-1で準備した解体工事の工事経歴書の完工高を記入してください。

エ とび・土工工事業または解体工事業のいずれか一方のみを受審する場合で、受審しない方に完工高があるときは、「その他工事」を設けてその完工高を記入します。

その際、受審しないのが解体工事業であれば、5-1で準備した解体工事の工事経歴書の完工高を、とび・土工工事業であれば、新とび・土工工事の工事経歴書の完工高または旧とび・土工工事の完工高から解体工事の工事経歴書の完工高を引いた額のいずれかを記入してください。

オ 合計の欄には、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」の額は含めません。

## (2) 前（前々）審査対象事業年度

審査対象事業年度のアからオに準じて記入してください。

## (3) 記入例

決算日が平成28年3月31日、決算変更届の提出が6月30日、  
完工高2年平均により、解体工事業の許可を受けずとび・土工工事業の許可で解体工事を施工する業者（経過措置業者）がとび・土工工事業を受審する場合

### ①審査の対象となる事業年度、完工高

	期 間	【想定】完工高
審査対象事業年度	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	○審査対象事業年度の決算変更届の旧とび・土工工事 500万円（うち元請300万円） ○経審申請書に添付の解体工事の工事経歴書 200万円（うち元請200万円）
前審査対象事業年度	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	○前審査対象事業年度の決算変更届の旧とび・土工工事 700万円（うち元請400万円） ○経審申請書に添付の解体工事の工事経歴書 100万円（うち元請0万円）

### ②工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高への記入 次ページのとおり

工事種類別完成工事高  
工事種類別元請完成工事高

申請者 ○○建設株式会社

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 2 6 年 0 4 月 至 2 7 年 0 3 月															審査対象事業年度 自 2 7 年 0 4 月 至 2 8 年 0 3 月					計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)																			
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					年 月～ 年 月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					年 月～ 年 月																								
業種 コード 3 2 0 5 0	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
工事の種類 とび・土工・ コンクリート工事	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										4 0 0 0 0 0 0 0 0 0										3 0 0 0 0 0 0 0 0 0										1 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
工事の種類 とび・土工・ コンクリート工事	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
工事の種類 とび・土工・ コンクリート工事 解体工事(経過措置)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										4 0 0 0 0 0 0 0 0 0										5 0 0 0 0 0 0 0 0 0										3 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
工事の種類 その他	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										2 0 0 0 0 0 0 0 0 0										2 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
合計	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										4 0 0 0 0 0 0 0 0 0										5 0 0 0 0 0 0 0 0 0										3 0 0 0 0 0 0 0 0 0									

前審査対象事業年度の決算変更届の旧とび土の工事経歴書の完工高から前審査対象事業年度にあたる解体の工事経歴書の完工高を引いた額を記入します。

審査対象事業年度の決算変更届出書の旧とび土の工事経歴書の完工高から審査対象事業年度にあたる解体の工事経歴書の完工高を引いた額を記入します。

前審査対象事業年度の決算変更届に添付の旧とび土の工事経歴書の金額を記入します。

審査対象事業年度の決算変更届の旧とび土の工事経歴書の完工高を記入します。

解体工事業の許可を受けていない者は、解体工事業の審査を受けられません。  
解体工事の完工高がある場合は「その他」に記入します。

解体の工事経歴書の完工高を記載します。  
もしも、審査を受けない業種があれば、その完工高も従来どおり「その他」に記入します。

「合計」には、とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)の金額は含めません。  
(法面等の内訳工種も従来どおり含めません)

## 6-2 7月以降に審査対象事業年度の決算変更届を提出した業者

### (1) 審査対象事業年度

ア とび・土工事業を受審する場合は、工事の種類として「とび・土工・コンクリート工事」を設け、5-2で準備した新とび・土工工事の工事経歴書の完工高を記入してください。

イ とび・土工事業と解体工事業の1つでも受審する場合は、工事の種類として「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」を設け、5-2で準備した新とび・土工工事の工事経歴書の完工高と解体工事の工事経歴書の合計額を記入してください。

ウ 解体工事業を受審する場合は、「解体工事」を設け、5-2で準備した解体工事の工事経歴書の完工高を記入してください。

エ とび・土工事業または解体工事業のいずれか一方のみを受審する場合で、受審しない方に完工高があるときは、「その他工事」を設けて、受審しない方の工事経歴書の完工高を記入してください。

オ 合計の欄には、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」の額は含めません。

### (2) 前（前々）審査対象事業年度

6-1（1）のAからオに準じて記入してください。

### (3) 記入例

決算日が平成 28 年 3 月 31 日、決算変更届の提出が 7 月 30 日、解体業種追加の許可日が 8 月 15 日、受審日は 8 月 31 日、完工高 2 年平均で、とび・土工事業と解体工事業を受審する業者の場合

#### ①審査の対象となる事業年度、完工高

	期 間	【想定】完工高
審査対象事業年度	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	○平成 28 年 7 月 30 日提出の決算変更届の新とび・土工工事 300 万円（うち元請 100 万円） ○業種追加申請書に添付の解体工事の工事経歴書の完工高（審査対象事業年度のもので添付と想定） 200 万円（うち元請 200 万円）
前審査対象事業年度	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日	○平成 27 年 7 月 30 日提出の決算変更届の旧とび・土工工事 700 万円（うち元請 400 万円） ○経審申請書に添付の解体工事の工事経歴書 100 万円（うち元請 0 万円）

#### ②工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高への記入 次ページのとおり

工事種類別完成工事高  
工事種類別元請完成工事高

申請者 ○○建設株式会社

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度					計算基準の区分								
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			
31	2	6	0	4	月	2	7	0	3	月	2	7	0	4	月	2	8	0	3	月	1	(1.2年平均) 2.3年平均)		
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度										審査対象事業年度					審査対象事業年度								
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度										審査対象事業年度					審査対象事業年度								
業種コード	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)													
32050	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45
工事の種類	完成										元請完成													
とび・土工・ コンクリート工事	27. 7. 30提出の決算変更届の旧とび土の工事 経歴書の完工高から解体の工事経歴書の完工 高を引いた金額を記入します。										28. 7. 30提出の決算変更届の新とび土の 工事経歴書の完工高を記入します。													
32051	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表													
法面工事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度													
32090	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表													
解体工事	解体の工事経歴書の完工高を記入し ます。										解体の業種追加申請の工事経歴書の 完工高を記入します。													
32300	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表													
とび・土工・ コンクリート工事・ 解体工事(経過措置)	27. 7. 30提出の決算変更届の旧とび土の工 事経歴書の完工高を記入します。										28. 7. 30提出の決算変更届の新とび 土の工事経歴書の完工高と解体の業種 追加の工事経歴書の合計額を記入し ます。													
33	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表													
その他 工事	審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度										審査対象事業 年度の 前審査 対象事業 年度													
34	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表													
合計	70000										40000													
契約後VEに係る完成工事													「合計」には、とび・土工・コンクリート工事・解体工事 (経過措置)の金額は含めません。 (法面等の内訳工種も従来どおり含めません)											



## 7 技術職員名簿の記載

---

とび・土工工事業または解体工事業の技術者に関して、次の3つの経過措置が設けられました。

とび・土工工事業と解体工事業における技術職員の記入例は10ページを、資格区分及び点数の一覧は「平成28年度経営事項審査申請の手引き」の76-77ページをご覧ください。解体工事業の技術職員として記載できるのは、一覧表のうち「解」に点数のある資格を有する者です。

### 経過措置1 平成33年3月31日まで実施

#### 【解体許可業者向け】

平成28年6月1日までにとび・土工工事の技術者として認められる資格（経験）を有する者は、解体工事業の技術者とみなして審査を受けることができます。

### 経過措置2 平成31年5月31日まで実施

#### 【解体許可業者向け】

とび・土工工事業と解体工事業の **両方** に加対象となる資格（例：二級土木施工管理技士）や実務経験（例：施行日までにとび・土工工事の実務経験が10年以上）を有する者は、とび・土工工事業と解体工事業の両方の審査に加え、これらを1つの業種とみなし、さらにもう1業種受審することができます（通常2業種までのところ3業種まで受審可能）。

### 経過措置3 平成31年5月31日まで実施

#### 【とび・土工工事許可業者、解体許可業者の両方】

とび・土工工事業 **または** 解体工事業の技術者として受審する場合、その技術者は自動的に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」の技術者としても審査されます（工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高に記載した「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」に対応する技術者として加点されます。）

## 7-1 技術職員名簿の記入方法

**技術職員名簿**

通番	氏名	生年月日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種			有区			資格			講習 受講	業種			有区			資格			講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号
				3	5	10	3	5	10	3	5	10		3	5	10	3	5	10	3	5	10		
1	三重 次郎	昭和32年5月19日	57	6	2	0	1	1	1	3	1	0	5	1	1	3	1						00011234567	
2	三重 三郎	昭和35年4月20日	54	6	2	0	1	1	1	3	1	2	9	1	1	C	1						01011357924	
3	三重 四郎	昭和37年4月1日	52	6	2	0	5	0	0	2	2	2	9	2	2	1	2							
4	三重 花子	昭和38年8月8日	52	6	2	0	5	2	5	7	2	2	9	2	5	B	2							
5	松阪 一郎	昭和40年11月30日	50	6	2	0	1	2	1	4	2	9	9	2	1	D	2							

解体工事業のコードは29。このコードを選択できるのは解体許可業者のみです。

とび土と解体の両方に加点される資格の場合、「とび・土工事業・解体工事業（経過措置）」のコード99を記入。このコードを選択できるのは、解体許可業者のみです。

アルファベット付きのコードは解体の技術者のうち経過措置扱いの者に用います。解体の実務経験等を有した後は、113等の所定の数字のコードとなります（次ページ参照）。

（上記表の内訳）

	業種	コード	資格		点数
			資格	コード	
三重 次郎	① 土木工事業	01	一級土木施工管理技士	113	6
	② とび・土工事業（※3）	05	一級土木施工管理技士	113	6
三重 三郎	① 土木工事業	01	一級土木施工管理技士	113	6
	② 解体工事業（※3）	29	経過措置扱いの一級土木施工管理技士（※1）	11C	6
三重 四郎	① とび・土工事業	05	施行日後に実務経験10年経過	002	1
	② 解体工事業（※3）	29	二級建築施工管理技士（建築）	221	2
三重 花子	① とび・土工事業（※3）	05	とび・とび工（二級）	257	1
	② 解体工事業（※3）	29	経過措置扱いのとび・とび工（二級）	25B	1
松阪 一郎	① 土木工事業	01	二級土木施工管理技士	214	2
	② とび・土工・コンクリート工事・解体工事業（経過措置）（※2）	99	経過措置扱いの二級土木施工管理技士（※1）（※2）	21D	2

（※1）経過措置1 この場合アルファベット付きのコードを用いてください。

（※2）経過措置2

（※3）経過措置3 なお、三重四郎のように2業種の選択のうち、1つがとび・土工事業でもう1つが解体工事業の技術者として加点した場合、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事業（経過措置）」には点数の高い方が加点されます。

## 7-2 解体工事業の技術者の経過措置とコード

アルファベット付きのコードは、①施行日以降解体工事業の技術者として認められるためには1年以上の解体の実務経験または登録解体工事講習の受講が必要となる資格者(※1)と、②そもそも解体の技術者とは認められなくなる資格者(※2)に付けられています。

経審上の経過措置として、①であっても、平成33年3月31日までは保有する資格に依拠して11C等と記載すれば解体工事業の技術者として加点されます。②であっても平成33年3月31日までは11A等と記載すれば加点されます。経過措置の技術者にはアルファベットのコードを使ってください。

(※1)一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士(土木)、一級建築施工管理技士、技術士(建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)、二級建築施工管理技士(建築又は躯体)、技術士(建設部門又は総合技術監理分門(建設))

(※2)一級・二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士(薬液注入)、農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)、水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)、森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)、技能士(型枠施工、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工、地すべり防止工事)

## 7-3 実務経験による解体工事の技術者の例示

実務経験により解体工事業の技術者と認められる技術者は次の2つの場合です。

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業のいずれかと、解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

⇒施行日の前後を問わず、新とび・土工工事に該当する実務経験が4年と、解体工事に該当する実務経験8年超に達すれば解体工事業の技術者となります。

土木工学又は建築学の学科の大卒3年以上、土木工学または建築学の学科の高卒5年以上、その他10年以上の解体工事の実務経験を有する者

⇒施行日の前後を問わず、解体工事に該当する実務経験が10年に達した者は解体工事業の技術者となります。

なお、次の実務経験はとび・土工工事の技術者となります。

- ① 施行日以後に、新とび・土工工事に該当する実務経験が10年に達した者
- ② 施行日以前に、新とび・土工工事に該当する実務経験と、解体工事に該当する実務経験の合計が10年に達した者(p9の経過措置1の適用可)
- ③ 施行日以降に、新とび・土工工事に該当する実務経験が8年超と解体工事に該当する実務経験が4年に達した者(計10年となったのが施行日以前であればp9の経過措置1の適用可)

